

令和4年2月22日

西脇市長 片山 象三 様

西脇市まちづくり推進審議会
会長 平田 富士男

西脇市自治基本条例に基づく取組の検証について（答申）

令和2年8月27日付う～037で意見を求められましたみだしのことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

西脇市の自治の基本規範となる「西脇市自治基本条例」が制定され8年が経過したことから、本条例第43条の条例の見直し規定に基づき、この間の社会情勢の変化等を踏まえ、条例に基づく市政運営やまちづくり活動の進捗状況に関する評価、検証を行いました。

この結果、市においては条例に基づく市政の運営に努めており、「地域自治協議会」による地域自治や市民公益活動等自発的かつ自主的に行われるまちづくり活動の広がりが見られます。

その一方で、本条例の市民への共有が十分でないことなどの課題も明らかになりました。

西脇市では、今後、さらに進行していく人口減少に対応し、参画と協働のまちづくりをより一層推進する必要があります。

このため、以下の事項について具体的に留意しつつ、本条例に基づく市政運営について、市と市民双方の継続的な努力によって参画と協働のまちづくりがさらに進むよう、まちづくりに関する人材育成も含め今後も継続的な取組を要望します。

1 「情報の共有」に係る市の制度及びその運用に対する評価について

市政運営等について、広報紙やホームページなどのほか、SNSも活用し、市民に分かりやすく、機動的に発信しようとする努力がみられます。

その一方で、それらの内容に市民が容易にアクセスできているか、的確に市民に届いているかについては、まだ工夫の余地があることがわかりました。よって、市と市民、そして市民同士で情報を共有し、市民間の活動に生かしていけるようさらなる検討を求めます。

- 2 「参画と協働」を推進するため、市民の市政への参画や学習の機会を提供する制度・施策の評価について

パブリックコメントや計画策定等に合わせたアンケート調査の実施及びまちかどミーティング等市民が市政へ参画するための制度が確立され一定の成果が見られます。

その一方で、市政に対し意見を表明する市民は少数であり、市政への関心を高める取組を充実させるとともに、市政について共に考える機会を積極的に提供するよう求めます。

- 3 「地域自治組織等」の推進をはじめとする地域自治を推進するための施策、市民や市民団体の公益的な活動の推進に関する評価について

地域の特性を生かした地域自治組織が市内4地区で設立されていることや、市民団体の公益的な活動や市と市民の協働がみられるなど条例第6章の規定に沿ったまちづくりが進んでいると評価できます。

その一方で、市の補助制度を活用した公益的な市民団体の活動数が減少していることから、市民公益活動の活性化に努めるよう求めます。

- 4 「市民や市の役割や責務」が適切に果たされているかの評価について

市民は、自らが自治の主体であることを自覚し自治の推進に努める必要がありますが、自治会やまちづくり団体の役員等一部の市民が多く活動を担っている状況がみられます。より多くの市民が自治の担い手となることにより持続可能な地域自治が確立され、地域の魅力が高まると考えられることから、市民の協力が得られるよう市と市民双方のさらなる努力が必要です。

また、市職員は地域の一員であることを再認識した上で、積極的に地域活動に参加するよう求めます。

- 5 「市政運営」について、条例に基づいた運営となっているかの評価について

市は条例に基づき様々な施策に取り組んでいますが、それらが市民の行動にどのような変化をもたらしたのかの評価が必要であり、可能な限りアウトカム指標を設定するとともにPDCAサイクルにより評価検証していくことを求めます。